

JBFA 子どもと若者のセーフガーディングポリシー

1. はじめに（目的とセーフガーディングの考え方）

- **対象と目的：** 私たちは、セーフガーディングが、子どもや若者を JBFA のスタッフやプログラムとの接触から生じる「あらゆる危害」から守ることを意味するものと理解しています。さらに、それは子どもや若者にとどまらず、JBFA に関わるすべての人々の安心・安全とウェルビーイングの確保に関わるものであると認識しています。
- **積極的な文化の醸成：** セーフガーディングには、問題が起きた後の対応にとどまらず、危害を未然に防ぐためのあらゆる手段を講じること、ならびに安心・安全な環境および文化を積極的に醸成していくことが含まれます。
- **防止すべき行為：** セーフガーディングにおいて防止すべき行為には、以下が含まれます。これらはいずれも、安心・安全な環境を損ない、人の尊厳や権利を脅かす行為です。
 - 身体的暴力、心理的暴力、性的暴力、搾取、ネグレクト、いじめ、グルーミング
 - なお、JBFA ではセーフガーディングの取組を推進するにあたり、子どもに対する暴力については、その重大性および権力関係の不均衡を踏まえ、「虐待」という用語を使用することがあります。

2. 用語と定義 本ポリシーの運用にあたり、以下の定義を定めます。

- **子ども：** 18 歳未満の人
- **若者：** 15 歳から 24 歳までの人
- **有害行為：** 心理的、身体的、その他あらゆる形で個人の権利の侵害
- **セーフガーディング：** 組織の役職員や関係者によって、また事業活動において、子どもや若者にいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもや若者の安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むこと。
 - **継続的適用：** セーフガーディングは、私たちのプログラム、関係機関、スタッフに対して、継続的にかつ例外なく適用される。つまり、有害行為や搾取、虐待のすべてのリスクを積極的に特定し、予防し、注視する必要がある。また、リスクが発生した際の通報・対応・再発防止のための責任ある、透明性の高い制度を持つ必要がある。
 - **権利の保護と公正な手続き：** これらの制度は被害を受けた人（サバイバー）の安全と権利を最優先に考えて設計されるとともに、相談・通報の対象となる事実が確認されるまでは、疑念を向けられた人物についても適正な手続きのもとで公正に取り扱われなければならない。

3. 暴力の分類と定義 本ポリシーでは、暴力の分類について、国際的に広く認識されている枠組みである IOC コンセンサス（IOC Consensus Statement: Interpersonal Violence and Safeguarding in Sport, 2024）および世界保健機関（WHO）の定義を基に、以下の 4 類型（身体的、心理的、性的、ネグレクト）を採用する。これらの分類は、スポーツを含む多様な文脈において共通言語として用いられており、セーフガーディングの実務における予防、認識および対応を促進することを目的とする。本ポリシーでは、子どもおよび若者を含むすべての対象に適用する観点から、「暴力（violence）」の用語を基本として用いる。一方で、子どもに対する行為については、国際的な考え方および日本の法制度との整合性を踏まえ、「虐待（abuse）」という用語を使用することがある。なお、暴力および虐待の定義やその理解は、文化的・社会的背景やスポーツ環境の特性により変化し得るものである。本ポリシーにおける定義は、現時点での国際的知見および実務的妥当性に基づくものであり、今後の研究の進展、法制度の改正および現場にお

ける実践から得られる知見を踏まえ、継続的に見直しおよび更新を行うとともに、適切なセーフゲーディングの実践に反映させるものとする。

- ① **身体的暴力**： 痛みまたは身体的損傷を引き起こす、またはそれを引き起こそうとする行為をいう。（例：叩く、蹴る、押す、過度な身体的負荷を強いる等）
- ② **心理的暴力**： 言葉や非身体的な行為を繰り返し意図的に用いることにより、個人を操作し、傷つけ、弱体化させ、または恐怖を与える行為をいう。また、個人の思考や行動を歪め、混乱させ、影響を与えることにより、自己認識を変化させ、その人の幸福を損なうことを含む。スポーツにおいては、身体的接触を伴わない行為であっても、選手に身体的または心理的な危害を及ぼす可能性のある行為として現れる場合がある。心理的暴力は、オンラインおよびオフラインの両方において、さまざまな形で発生し得る。
- ③ **性的暴力（セクシャルハラスメントを含む）**： あらゆる性的行為、性的行為を得ようとする試み、望まない性的な発言や接近、または人の性的側面に向けられた行為であって、強制力を用いて行われるものをいう。スポーツ現場、家庭、職場などあらゆる環境において発生し得る。性的暴力は、対面およびオンラインのいずれにおいても発生し得る。
- ④ **ネグレクト**： 適切な栄養、医療、衣類、住居または監督を提供しないことにより、その健康または発達が悪く損なわれる、または重大なリスクにさらされる状態をいう。また、長期間にわたり適切なケアがなされない場合や、見捨てられることもネグレクトに含まれる。

4. 適用範囲 本ポリシーは、以下の 1～5 のすべての関係者に適用されます。関係者は本ポリシーおよび関連する行動規範を遵守する責任を負います。

1. JBFA の役職員および契約スタッフ（常勤・非常勤・業務委託を含む）
 2. ブラインドサッカーおよびロービジョンフットサル日本代表チームの関係者、スタッフ、強化指定選手
 3. JBFA に所属または認定された審判、指導者
 4. クラブチームのすべての関係者
 5. JBFA と連携・協働するすべての関係者（例：コンサルタント、ボランティア、委託会社、報道関係者、著名人、政治関係者、プログラム訪問者など）
- **違反時の措置**： 重大な違反があった場合には、内部規程や契約書に基づき、注意、研修の義務付け、業務からの一時的な停止、契約解除等の措置が講じられることがあります。
 - **保護者への協力要請**： また、活動に関わる子どもや若者およびその保護者に対しては、安心・安全な環境の実現に向けた本ポリシーの趣旨を理解し、これに協力することが求められます。
 - **リスペクトの精神**： ブラインドサッカーおよびロービジョンフットサルの特性に鑑み、すべての関係者が互いを尊重し、リスペクトをもって関わり合うことは、公平で安心できる競技環境の確保に不可欠です。

5. 基本原則 JBFA に関わる大人は、その立場上、子どもや若者に対して責任と影響力を持つことを認識し、倫理的な義務として、暴力（虐待）からの保護に努めなければなりません。

- 暴力（虐待）の疑いまたは申し立てはすべて、真剣に受け止め、迅速かつ適切に対応します。

- 他の関係機関、子ども・若者本人、およびその保護者・養育者との連携は、適切な保護を行う上で不可欠です。JBFA はこれらの原則を具体的実現するため、**「①周知・予防」「②報告（通報）」「③対応」**の柱に基づいて取り組みを進めます。

6. 周知・予防（JBFA の責任） JBFA は、以下を行います。

- **周知徹底：** すべてのスタッフが本指針を入手・理解し、自分たちの責任を知っている状態をつくること。
- **安全なプログラム設計：** すべてのプログラムと活動を、接触により生じうる有害行為のリスクを回避する方法で設計し実施すること（個人情報の収集・公開を含む）。
- **安全な採用と管理：** スタッフおよび関係者の採用、管理、派遣の際に、厳重なセーフガーディング手続きを行うこと。
- **研修の実施：** スタッフが各自の役割に応じたレベルの研修を受けるようにすること。
- **教育・啓発：** 子どもとその保護者、および若者も理解できるよう、教育・啓発活動を行うこと。

7. 報告（通報）

- **内部通報義務と保護：** 懸念や相談があるスタッフは、セーフガーディング担当者または上長に迅速に相談・通報を行わなければなりません。相談・通報したスタッフは適切に保護されます。
- **外部通報の受付：** 一般住民やパートナー団体、公的機関など外部からの相談・通報も受け付けます。
- **相談・通報先：** JBFA 相談・通報窓口（管理部 人事・総務グループ）

8. 対応

- **サバイバー中心の支援：** JBFA は、内部調査など適切な内部手続きが実施されたか否かに関わらず、スタッフまたは関係者による虐待や搾取の被害にあった子どもや若者に対して支援を行います。支援に関する決定にあたっては、子どもや若者本人の意見も聴きながら、子ども・若者の最善の利益に基づいて行います。
- **教訓の共有と改善：** セーフガーディングに関する対応の過程で得られた教訓や課題については、関係者間で共有し、再発防止や取り組みの改善につなげるよう努めます。
- **対応手続きの詳細：** その他、懸念事項の通報および対応手続については、「JBFA セーフガーディング対応手続き」において規定します。

9. 守秘義務

- セーフガーディング懸念を扱うすべての過程において、守秘義務が維持されることは必須です。懸念に関する情報およびその後のケースマネジメントは、知る必要がある人だけにのみ共有され、常に安全に保護されなければなりません。
- また、すべての懸念や対応の経過については、正確かつ簡潔な記録を適切な形式で作成・保管します。
- また、必要に応じて同様のケースへの教訓として活用できるよう努め、その際には、特定の個人が識別されないよう、プライバシーに十分配慮した形で情報を取り扱うこととします。

10. 外部連携 すべての子ども・若者が安全に関われる環境を実現するためには、外部の専門機関や地域社会との連携が不可欠であり、以下のような機関と協力関係を構築し、迅速に連携できる体制を整えます。

- ガバナンス機関（日本パラスポーツ協会等）、公的機関（児童相談所、警察等）、専門団体・専門家（弁護士、心理士等）。これにより、懸念や被害に対する対応力を高め、より安全で支えられた環境づくりを目指します。

11. 説明責任と透明性 セーフガーディングに関する取り組みが信頼されるものであるために、組織としての説明責任と透明性を重視します。方針や手続き、対応状況について、必要に応じて関係者に適切な形で説明し、外部機関とも連携しながら透明性の確保に努めます。

12. モニタリング 本ポリシーは、関連する法令や社会状況の変化に加え、実際の運用を通じて得られた気づきや課題を踏まえながら、定期的に見直しを行います。

13. 施行スケジュール

- 理事会承認日：2026 年 1 月 26 日
- 施行日：2026 年 2 月 1 日